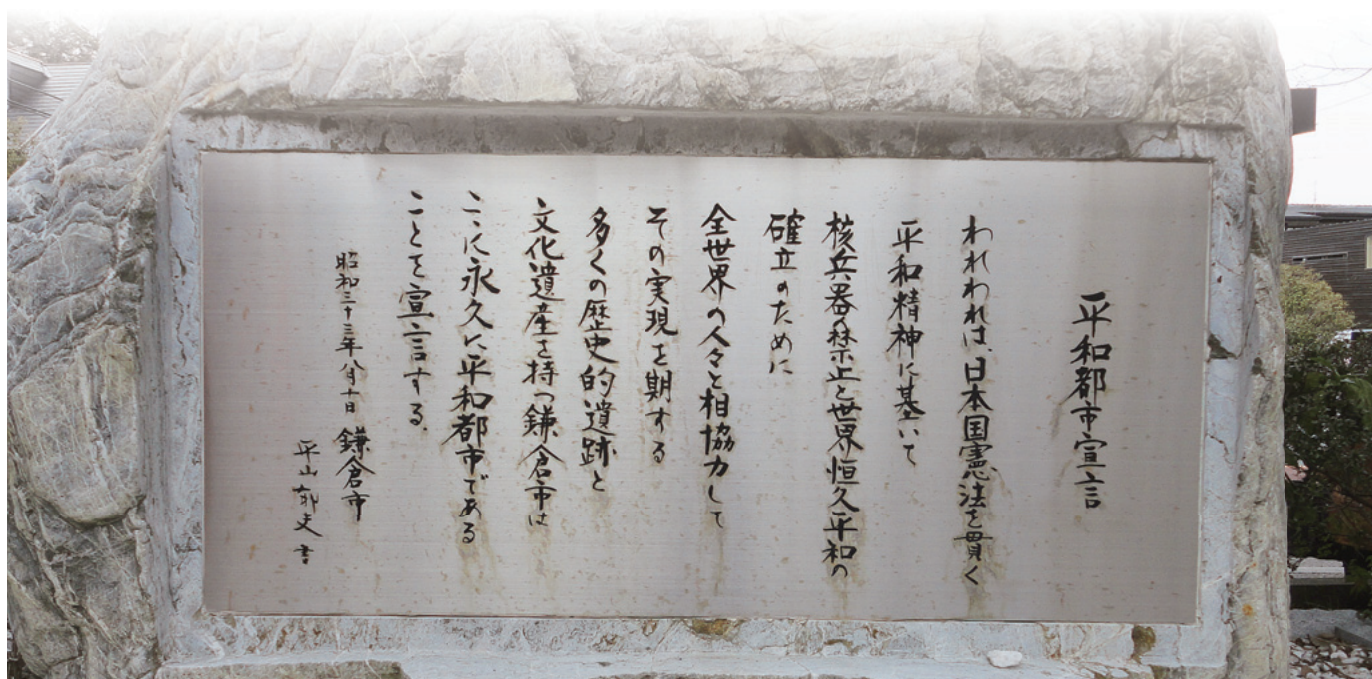


第1章

人権を尊重し、人との 出会いを大切にするまち



平和都市宣言石碑

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
創造するまち

将来目標② 歴史を継承し、文化を創造するまち

将来目標③ 都市環境を保全・創造するまち

将来目標④ 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標⑤ 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標⑥ 活力ある暮らしやすいまち

将来目標 ①
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

分野

施策の方針

(1) 平和

① 平和推進事業の充実

(2) 人権

① 人権施策の充実

(3) 多文化共生社会

① 多文化共生社会の推進

平和推進事業の充実

～平和を基調にした世界に誇れる鎌倉の実現をめざします～

施策を取り巻く状況

現状

本市は、昭和33(1958)年に人類普遍の願いである平和を願い、平和都市宣言を他の地方公共団体に先駆けて行いました。

平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神に基づいて、平和の集いなど平和意識の醸成を図るための平和推進事業を、市民主体で行ってきました。これらの市民活動が、平和を支える文化的な豊かさを形成してきたといえます。

今日、私たちを取り巻く状況は環境、貧困、民族対立、紛争、難民、核兵器など多くの地球規模の課題を抱えています。

平和推進事業への若い世代の参加がとりわけ少なく、また、戦争体験者など平和の大切さを直接訴える語り部の高齢化が進んでいます。

課題

- 平和に関する意識の次代への引継ぎ
- 市民の平和意識の醸成、平和推進事業への参加の促進

目標とすべきまちの姿

若い世代も含め、市民一人ひとりの平和意識の醸成が図られることで、平和を基調にした世界に誇れるまちとなっています。

平和都市宣言及び鎌倉市民憲章について、さらに周知が図られています。

主な取組

① 平和推進事業の実施

平和の尊さを訴えるため、市民との協働により、特に若い世代が関心を寄せられるような平和推進事業を実施します。



平和推進事業・平和のつどい



平和推進事業・出前講話“平和”

人権施策の充実

～市民一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざします～

施策を取り巻く状況

現状

基本的人権は憲法で保障されています。本市では、人権をめぐるさまざまな状況を踏まえ、平成16(2004)年に、人権施策を推進していくうえでの基本的な方向性を示す「かまくら人権施策推進指針」を策定しました。しかしながら、今なお、人種や国籍、性、障害などによる因習的な差別やいじめなど、さまざまな人権問題が発生しています。さらに、近年では、社会状況の変化に伴って、児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)^{※1}、性的少数者に対する差別など、新たな人権問題も発生しています。また、東日本大震災で顕在化した施設内でのプライバシー侵害、女性への暴力などの災害時の人権問題や学校でのいじめの深刻化など、人権問題は多様化・複雑化しています。

性別による差別の解消など、男女共同参画社会を実現するためには、なお一層の努力が必要ことから、平成19(2007)年1月に鎌倉市男女共同参画条例を施行しました。

課題

- 人権意識の啓発及び人権教育の推進
- 複雑化・深刻化する人権問題への対応
- だれもが意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会へ向けた体制整備
- 男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動
- 男女それぞれの視点による男女共同参画の取組の推進

※1 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」…一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されている。DV防止法における「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的暴行だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる。また、恋人同士の間で起こる暴力行為はデートDVと呼ぶ。

目標とすべきまちの姿

人権問題が複雑・深刻化するなかで、「かまくら人権施策推進指針」に基づく施策の充実や、学校・家庭・地域間の緊密な連携により人権教育を推進することで、だれもが市民として尊重され、あらゆる分野への参画ができる社会になっています。

特に、行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で男女共同参画社会の形成に取り組むことで男女共同参画の意識が根付き、子育て・介護などの家庭責任の男女間での分担、労働環境の向上、地域社会での助け合い、支え合いが実現しています。

主な取組

① 人権意識の醸成

- (1) 市民一人ひとりが、人権問題へ関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発の方法等を工夫し、より効果的な啓発活動の推進に努めます。
- (2) 学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら人権教育を推進するため、学習・相談・交流等の機会を設けます。

② 人権関係機関との連携

関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制の整備・充実を図ります。

③ 人権施策の充実

昨今の人権を取り巻く環境の変化を踏まえ、「かまくら人権施策推進指針」の必要な改訂を行い、それに基づき、市民、事業者、NPO等とともに、さらに、人権施策の推進を図ります。

④ だれもが参画できる社会の推進

政策・方針決定の場など、社会のあらゆる分野へだれもが参画できる社会をめざします。特に、女性の参画を推進する視点から、審議会等委員における男女比の均衡に努めます。

⑤ 男女共同参画社会実現のための総合的な施策の実施

条例に基づき、行政、市民、関係機関・団体、事業者等が相互に連携・協力しあい、男女共同参画社会実現のための施策を実施します。



この施策を具体的に推進する個別計画

かまくら人権施策推進指針（改訂版）

かまくら21男女共同参画プラン（第2次）

多文化共生社会の推進

～さまざまな国籍・文化の人々が安心して暮らせるまちづくりを推進します～

施策を取り巻く状況

現状

市場経済が世界規模で拡大し、人、資源、金、技術、情報などが国境を越えて移動するグローバル化の加速は、政治、文化、社会など私たちの生活のあらゆる分野にさまざまな影響を及ぼしてきています。少子高齢社会が進む一方で日本を生活の本拠地にして定住する外国人は増え続けている状況にあります。

グローバル化が進む中で、市民及び市民団体の活動が多様化し、また、主体的なものとなってきています。行政の役割も、従来の活動を主導し推進することから、市民や市民団体の活動を側面から支援することへと変化しています。

課題

- 多文化共生への理解の推進
- 外国籍市民と日本人のコミュニケーション支援

目標とすべきまちの姿

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、情報交換や情報発信がさらに促進されるとともに、公共施設利用案内の翻訳や改善が行われ、だれもが安全で安心して暮らせるまちとなっています。

主な取組

① 多文化共生社会への理解

学校教育や生涯学習の場で、国際教育や平和教育、人権教育の推進に努めます。

② 外国籍市民が暮らしやすい環境の整備

外国籍市民への情報提供の充実と、意見の反映に努めます。

③ 国際交流・協力活動への支援・促進

利用できる制度の紹介をはじめ、効率的な情報提供を行います。

市と市民・市民団体が連携しながら、ネットワーク化や情報の共有化を図るとともに、活動の拠点づくりをめざします。

姉妹都市等提携都市^{※1}との交流活動、国際協力活動又は国際理解活動の促進を図ります。



国際交流フェスティバル（左）アルプホルン演奏（右）バリ舞踊

※1 「姉妹都市等提携都市」…鎌倉市では、市民、民間団体及び行政が、姉妹（友好）都市と、芸術や文化、スポーツ、教育、経済等の分野でさまざまな交流や協力を行い、その成果をまちづくりに活かしていくとともに、市民の国際理解を進展させ、世界に開かれたまちづくりに寄与することを目的としている。

姉妹都市（中華人民共和国については友好都市）は、山口県萩市・長野県上田市・栃木県足利市の国内3市とフランス共和国ニース市及び中華人民共和国敦煌市の海外2市と提携を締結している。

市民親善都市交流は、教育・芸術・福祉・観光等の幅広い分野において、市民・民間団体などが行う交流の輪を広げるとともに活動を円滑に行えるように結ぶ都市間提携であり、現在、ドイツ連邦共和国ワイマール市と提携を締結している。

パートナーシティ制度は、既に交流が行われている本市の市民団体と相手都市の市民団体間の一層の交流の促進を図ることを目的に、特定の分野において結ぶ都市間提携であり、現在、大韓民国安東市と提携を締結している。